

令和 7 年度 鹿島市商工業人材育成・確保対策事業補助金 申請要綱

1. 目的

本補助金は、中小企業者の経営者等が経営能力や技術力向上、従業員の必要な能力や技術の学び・学び直しにおける企業全体の力を高める支援をすることで、次代を担う人材を育成することを目的とする。また、求職者等とのマッチングや労使間の持続的な成長に繋がることを推進し、人材の確保を図るために、鹿島商工会議所 会頭が認める公的機関等の実施する人材育成研修受講等に対して、その経費の一部を補助する事を目的とする。

2. 補助申請の対象者

補助申請の対象者はいずれかに該当するものとする。

- (1) 鹿島商工会議所の会員であり、中小企業・小規模事業の経営者及び従業員。

※市外営業所等の従業員も対象とする。

- (2) 創業を予定する者または創業間もない者については、開業届および鹿島商工会議所入会届の提出確認ができ、かつ営業の実態が確認できる者とする。

3. 補助対象経費

補助対象経費は、令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 23 日（月）までに開催される研修会の参加受講料とテキスト代とする。

同一の研修等について、他機関等より受講料の補助金を受給する場合は、受給した補助金額を差し引いた金額から 2 分の 1 以内を補助する。尚、その際は受給した補助金額が分かる書類を合わせて申請時に提出すること。

対象となる経費	対象とならない経費
受講料、受講に伴うテキスト代	資格受験料、更新代、材料代、会費、第一種運転免許取得受講料、第二種運転免許取得受講料、仮運転免許受講料、交通費、宿泊費、食事代、その他本事業に補助金を交付することが適当でないもの

尚、特定創業支援事業者による支援を受けたことを証明する証明書の確認ができる創業者については、開業日より遡って 1 年以内（令和 7 年 4 月 1 日までを限度とする）に参加した研修会等の参加費用も対象とする。

4. 補助金額

補 助 率：受講料（研修実費・税込）2 分の 1 以内。

補助上限額：50,000 円以内 / 1 事業所あたり

※上限額に達するまで申請は可能とするが、上限額を超える場合は減額する。

5. 申請手続き

研修受講日前までの事前申請を原則とし、次の（１）～（５）に掲げる書類を添えて鹿島商工会議所に提出する。

また、研修会終了後、速やかに次の（６）（７）に掲げる書類を提出すること。ただし、修了証には研修機関からの押印があるもの、もしくは研修機関が交付したことの確認ができるものとする。

尚、提出いただいた書類は本事業に限り使用し、返却はいたしません。

- （１） 鹿島市商工業人材育成・確保対策事業補助金申請書（人材－様式第１号）
- （２） 受講する研修の内容が分かる書類（写し）
- （３） 研修機関への受講申込書（写し）
- （４） 研修機関への支払内訳が分かる書類（写し） ※②に記載があれば省略
- （５） 支払証明の書類（写し）
- （６） 実績報告書（人材－様式第３号）
- （７） 修了証（写し）

※研修機関の押印があるものもしくは研修機関が交付したことの確認ができるもの

- （８） その他会頭が必要と認める書類

6. 書類審査・補助金の交付

提出いただいた書類および内容の審査を行い、適当であると認めた場合は鹿島市商工業人材育成・確保対策事業補助金を決定した旨を通知いたします。

ただし、書類審査の結果、不備や要件を満たさない場合には補助金の決定はいたしません。

補助金の交付は、実績報告書および修了書の写しが提出され、適当であると認めた場合、指定された口座へ補助金額を振り込みます。

7. 申請受付期間

令和７年４月１日（火）～令和８年３月 25 日（水）まで。

※実績報告書および修了証（写し）についても受付期間までに提出すること。

※ただし、予算額に達した場合は受付期間内であっても受付を締め切る。

締切り後の申請は一切受け付けない。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。